

FAO/WHO 合同食品規格計画（コーデックス委員会） バイオテクノロジー応用食品特別部会について

設置

コーデックス・バイオテクノロジー応用食品特別部会は、バイオテクノロジーを用いた食品に関する、消費者の健康保護や公正な貿易の促進のための適切なガイドラインや規格を作成するために、1999 年、第 23 回コーデックス総会において設置され、4 年以内にその仕事を終えるべきこととされた。

日本が議長国に指名された。

委任事項

- (a) バイオテクノロジー応用食品について、必要な基準、指針又は勧告を策定すること、
- (b) 他の適当なコーデックス部会との間で、それぞれがバイオテクノロジー応用食品に関して委任された範囲内において、必要に応じ調整及び密接な協力を行うこと、及び
- (c) 各国政府機関、FAO、WHO、他の国際機関及び関連する国際的な議論の場において行われている取組を十分考慮すること。

おもな業績

特別部会は 2000 年 3 月から 2003 年 3 月まで会議は毎年開催され（計 4 回）加盟国、政府間組織及び非政府組織（消費者組織及び産業界グループを含む）の代表が参加した。これらの会議の間で、3 つの FAO/WHO 合同専門家会議が、特定の問題についての科学的助言を与えるために開催された。また、その専門家会議結果を考慮に入れて、特別部会で議論される文書の草案を作成する作業部会が、特別部会の下に設置された。4 回の会議の結果、特別部会は、次の文書について合意に達した。

- (1) モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則案
原則の目的は、モダンバイオテクノロジー応用食品の安全性及び栄養学的局面に関してリスク分析を実施するための枠組みを提示すること。
「tracing of products（製品追跡）」は「traceability（追跡可能性）」についての長い討論の結果、リスク管理手段を促進する特定の手段のうちの 1 つとして文書の中に記載された。

- (2) 組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン案
上記の原則に基づいて、ガイドラインは、特に組換え DNA 植物由来食品のための安全評価を導くために入念に作られた。

ガイドラインに採用された安全評価のための基礎的なアプローチは「実質的同等性」の概念に基づいた相対的なアプローチで、それにより、組換え DNA 植物由来食品と、それらの従来相当物の間の違いに注目し、安全性評価を行う。

このガイドラインは、新しい遺伝子組換えの植物種に移行するかもしれないアレルギー性の問題に特別の注意を払い、アレルギー性誘発性の評価に関する添付資料案がさらに作成された。

- (3) 組換え DNA 微生物利用食品の安全性評価の実施に関するガイドライン案
上記の原則に基づいて、ガイドラインは、特に組換え DNA 微生物利用食品のための安全評価を導くために入念に作られた。

基礎的なアプローチは組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン案に似ている。しかしながら、組換え DNA 微生物利用食品の安全性評価の場合には、考慮されるべき特定の要素（代謝産物や生存能力等）を文書に記載した。

- (4) 有効な分析方法

特別部会は、組換え DNA 植物由来食品の有効な検知及び分析方法を検討するために、ドイツを議長国とした作業部会を設置した。

特別部会は、作業部会の結果に基づいた有効な分析方法のリストを承認し、コーデックス・分析・サンプリング部会に今後の検討を委託した。

第 4 回会議における今後の作業に関する議論

特別部会の第 4 回会議において、参加者は、それぞれの異なる観点から以下に記すような、期待される将来の課題を提示した。幾つかの代表団及びオブザーバーは、モダンバイオテクノロジー応用食品特別部会をコーデックスの中に継続すべきとの発言を行った。

- 遺伝子組換え動物（魚を含む）
- 農業に使用されるか、又は安全使用の歴史のない遺伝子組換え微生物
- 遺伝子組換え食品に関する倫理観や社会経済的な検討など、遺伝子組換え食品に関連する幅広い問題
- クローン動物
- 低レベルの非認可の遺伝子組換え食品の混入
- モダンバイオテクノロジーに関連するその他の正当な要因
- 開発途上国特有のニーズ
- 製薬用及び工業用化学製品のために開発された遺伝子組換え作物

- GMO 以外の新規食品

これらの問題について、以下のような意見があった。

- 遺伝子組換え食品に関する今後の作業は食品安全性の問題に焦点を絞るべきである。
- 今後の作業は中期計画に沿って実施する必要がある。
- 提案項目の中にはコーデックスの権限外の作業があり、FAO と WHO 又は他の国際機関がこれらの事項について必要に応じて検討すべきである。
- コーデックス及び FAO/WHO の取組みによって、遺伝子組換え食品の評価に関する国際的な基準点を持つことは、開発途上国にとって非常に重要である。

FAO/WHO 合同食品規格計画（コーデックス委員会）第 26 回総会において

ステップ 8 にある規格案及び関連文書について

「モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則案」、
「組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン案
(付属文書の「アレルギー誘発性評価に関する添付資料案」を含む。)」及び
「組換え DNA 微生物利用食品の安全性評価の実施に関するガイドライン
案(付属文書の「アレルギー誘発性評価に関する添付資料案」を含む。)」
について、フランス語・スペイン語版の翻訳上の修正があったものの原案
どおり採択された。

バイオテクノロジー応用食品部会の再設置

米国から、バイオテクノロジー応用食品特別部会の再設置の提案、及び
引き続き日本に議長国をお願いしたいとの提案があった。また、多くの加
盟各国から米国の意見と同様の発言があった。

我が国は、2004 年 6 月末の次期総会において、新たな部会の委託事項案
を提案するとともに、予算面の問題を検討し、議長国の受諾について報告
することとなった。